

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童手当給付事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は、児童手当給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高岡市長

## 公表日

令和8年1月6日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	・児童手当法の規定に従つた、児童手当に係る認定、審査、支給。 ・子どもに関わる特定公的給付に係る認定、審査、支給。
③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の第56項、第135項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[      実施する      ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (同命令における情報提供の根拠) ・第42項 (同命令における情報照会の根拠) ・第106項、第107項、第160項 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 子ども・子育て課
②所属長の役職名	子ども・子育て課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1254
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 情報政策課 0766-20-1239
9. 規則第9条第2項の適用	
[      ]適用した	

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月9日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月9日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力、特定個人情報の記載がある書類等の保管、個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄に関する事務では、特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

## 9. 監査

実施の有無 [  ] 自己点検 [  ] 内部監査 [  ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [  ] 十分に行っている [  ] <選択肢>  
1) 特に力を入れて行っている  
2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="radio"/> ] 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 [ <input checked="" type="radio"/> ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
	[ <input type="radio"/> ] 十分である [ <input checked="" type="radio"/> ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童手当システム(業務システム)へのアクセスが可能な職員はICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することでアクセス権限の適切な管理を行っている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報	子ども・子育て課長 山田 晃	子ども・子育て課長 村上 彰	事後	平成29年4月1日付人事異動による
平成29年4月1日	I 関連情報	経営企画部 情報政策課	市長政策部 情報政策課	事後	平成29年4月1日付組織改編による
平成29年4月1日	II しきい値判断項目	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	見直しによる
平成29年4月1日	II しきい値判断項目	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	見直しによる
平成30年2月9日	I 関連情報	児童手当システム、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー	児童手当システム、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、電子申請シ	事前	電子申請システム稼働のため
平成30年6月7日	I 関連情報	子ども・子育て課長 村上 彰	子ども・子育て課長	事後	見直しによる
平成30年6月7日	I 関連情報	市長政策部 情報政策課	市長政策部 広報情報課	事後	平成30年4月1日付組織改編による
平成30年6月7日	II しきい値判断項目	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	見直しによる
平成31年3月11日	IV リスク対策	該当なし	項目を新たに追加	事後	平成31年1月1日付特定個人情報評価に関する規則の一
平成31年4月1日	II しきい値判断項目	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しによる
令和2年6月1日	II しきい値判断項目	平成31年4月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	見直しによる
令和3年11月1日	II しきい値判断項目	令和2年6月1日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	見直しによる
令和3年11月1日	I 関連情報	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	番号法第19条の号スレに伴う修正
令和3年11月1日	I 関連情報	市長政策部 広報情報課	市長政策部 情報政策課	事後	令和3年4月1日付組織改編による
令和6年5月27日	I 関連情報-3. 個人番号の利用・法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56の項	番号法第9条第1項 別表の第56項	事後	番号法の改正による
令和6年5月27日	I 関連情報-4. 情報提供	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和6年5月27日	I 関連情報	未来政策部 情報政策課	未来政策部 情報政策課	事後	組織改編による
令和6年5月27日	II しきい値判断項目	令和3年11月1日 時点	令和6年5月27日 時点	事後	見直しによる
令和7年1月9日	II しきい値判断項目	令和6年5月27日 時点	令和7年1月9日 時点	事前	「書かないワンストップ窓口」導入に伴うもの
令和7年1月9日	IV リスク対策 8. 入手を介在させる作業	-	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年1月9日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年10月6日	I.8 問い合わせ先	未来政策部 情報政策課	市長政策部 情報政策課	事後	組織改編による
令和7年12月23日	I ② 事務の概要	児童手当法の規定に従った、児童手当に係る認定、審査、支給。	・児童手当法の規定に従った、児童手当に係る認定、審査、支給。 子どもに関わる特定的公的給付に係る認定、審査、支給。	事後	「物価高対応子育て応援手当」事務対応に伴うもの
令和7年12月23日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の第56項	・番号法第9条第1項 別表の第56項、第135項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	事後	「物価高対応子育て応援手当」事務対応に伴うもの
令和7年12月23日	I 4② 法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(同命令における情報提供の根拠) ・第42項 (同命令における情報照会の根拠) ・第106項、第107項、第160項 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第162条	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(同命令における情報提供の根拠) ・第42項 (同命令における情報照会の根拠) ・第106項、第107項、第160項 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第162条	事後	「物価高対応子育て応援手当」事務対応に伴うもの